

目次

**第1章 民事執行とは**

① 民事訴訟および民事執行の目的	2
② 観念（権利）の現実化	3
③ 適正手続	4
(1) 公正と迅速（民訴2条）	4
(2) 立会人	4
(3) 休日夜間執行許可	5
④ 紛争解決と紛争処理	5
(1) 紛争解決機関としての裁判所	5
(2) 公平の観点と手続相談	6
(3) 手続関与の機会の確保と執行手続	7
(4) 執行官とは	9
Column ドラマ「シッコウ!! ~犬と私と執行官~」と女性執行官	13
One Point Lesson 私的自治の原則と歴史	14

**第2章 債務名義**

① 債務名義	16
(1) 債務名義とは（法22条）	16
(2) 債務名義が唯一の根拠	16
② 種類	16
(1) 判決（民訴252条）	16
(2) 判決書に代わる調書〔調書判決〕（民訴254条）	17
(3) 和解調書（民訴267条）	17
(4) 引渡命令（法83条）	18
(5) 執行証書（法22条5号）	19

(6) 執行文が不要な債務名義	19
③ 当事者	21
(1) 当事者本人	21
〔記載例1〕 債務名義上の商号・住所等の変更	22
(2) 代理人	22
④ 執行文	23
(1) 執行文の付与	23
【書式1】 執行文	24
(2) 給付文言	24
(3) 種類	25
⑤ 送達証明	26
⑥ 附帯請求	27
(1) 附帯請求とは	27
(2) 附帯請求の意味	27
⑦ 執行手続における債務名義の文言上の問題点	28
(1) 撤去	28
〔記載例2〕 自動車撤去の場合	29
(2) 建物の一部の収去	30
Column 文化とは何か	32

## 第3章 送達

はじめに	34
① 送達の基本的な考え方	34
(1) 送達	34
(2) 送達制度	35
(3) 意思表示の効力発生のプロセス	35
(4) 了知可能性を前提とした場合	37
② 概念の整理	37

## 目次

(1) 住所	37
(2) 居所	37
(3) 届出場所	38
(4) 事務所・営業所	38
(5) 就業場所	39
③ 交付送達の原則	39
(1) 送達の要件	39
(2) 送達要件の例外	39
④ 送達場所の届出制度	40
(1) 送達の原則パターン	40
(2) 送達場所の届出がないパターン	41
⑤ 交付送達以外の送達方法	41
(1) 受領資格（補充送達）	41
(2) 出会送達（民訴105条）	42
(3) 差置送達（民訴106条3項）	42
(4) 就業場所送達（民訴106条2項）	42
[図1] 住居書送達と就業場所送達の補充送達（受領資格者） の関係	43
(5) 書留郵便に付する送達（付郵便送達）	44
[図2] 送達のフローチャート	45
(6) 公示送達	45
⑥ 再送達	47
(1) 不送達事由	47
(2) 不送達事由が不在（留置期間経過）の場合の次の手続	48
⑦ 法人に対する送達	48
(1) 宛先	48
(2) 本店所在地宛て送達が不奏功の場合	49
(3) 代表者個人住所地に送達が奏功した場合	49
⑧ 送達場所と受領者との関係	49

(1) 受送達者本人	49
(2) 同居者	50
(3) 使用人・従業者	50
(4) 管理人等	50
⑨ 執行官による送達	51
(1) はじめに	51
(2) 証拠保全	51
(3) 受送達場所における対応例	52
(4) 民事訴訟関係書類(訴状・期日呼出状)	54
(5) 債権執行手続	55
(6) 内容証明(私文書)	55
⑩ 送達の効力と再審手続	56
(1) 再審事由(民訴338条)	56
(2) 送達の効力と手続保障	57
【書式2】 執行官の送達報告書	59
Column 民事訴訟法理論は誰のためにあるか	60

## 第4章 明渡執行

はじめに	62
① 手続の特徴	62
(1) 明渡執行とは	62
(2) 債務者の「占有」	62
(3) 債権者の協力義務	63
(4) 申立てにあたり準備しておくこと(費用)	63
〔参考資料〕 明渡執行の手順書	65
One Point Lesson 目的外動産(残置動産)の処分に関する 会話例	66
② 申立て	68

<b>【書式3】 執行申立書</b> .....	68
(1) 執行申立書.....	70
(2) 申立書記載時の留意事項.....	70
(3) 執行官手数料と執行費用（予納金）.....	70
(4) 債権者との事前打合せ事項.....	72
(5) 物件目録の記載（物件所在地の確認）.....	77
〔記載例3〕 登記と現況が異なる場合.....	78
〔記載例4〕 土地および建物の物件目録.....	83
〔記載例5〕 建物だけの物件目録.....	83
〔記載例6〕 登記と現況が一致しない場合の物件目録.....	84
〔記載例7〕 連棟建物における目的建物の特定.....	86
〔記載例8〕 立体駐車場の物件目録.....	87
〔記載例9〕 1階の床面積が敷地の地積より広い物件目録の例.....	88
(6) 受付事務——まとめ.....	88
〔参考資料〕 受付点検メモ.....	89
<b>③ 催告</b> .....	90
(1) 明渡催告とは.....	90
(2) 物件の特定.....	91
(3) 占有認定.....	94
(4) 目的不動産内における催告.....	96
<b>【書式4】 催告書（大阪地裁）</b> .....	97
(5) 公示（公示書）.....	98
<b>【書式5】 公示書（大阪地裁）</b> .....	98
(6) 目的外動産確認.....	100
(7) 催告から断行までの注意事項.....	100
<b>④ 断行</b> .....	102
(1) 占有認定.....	102
(2) 占有移転.....	103
(3) 鍵交換（施錠措置）.....	103

⑤	目的外動産（残置動産）の取扱い	104
(1)	保管と売却の区別基準	104
(2)	引取可能性の判断	105
(3)	目的外動産搬出	105
(4)	保管（法168条6項前段）	107
	【書式6】 保管場所通知書	108
(5)	売却	108
(6)	廃棄	110
⑥	不動産引渡し	112
(1)	現況調査（引渡命令）	112
(2)	引渡命令申立て	113
(3)	目的外動産	113
	〔参考資料〕 引渡命令案内書	114
⑦	建物収去土地明渡し	116
(1)	建物収去土地明渡しとは	116
(2)	建物収去土地明渡し執行の準備	116
(3)	授權決定	117
(4)	催告	119
(5)	退去断行	119
(6)	収去断行	120
(7)	引渡期限延長の要否	120
	One Point Lesson 目的外動産の取扱いの会話例	121
	Column 建物収去執行における近隣への配慮	124

## 第5章 動産執行

	はじめに	126
①	動産執行の概要	126
(1)	差押え＝換価ではない	126

## 目次

(2) 債務者の利益	126
(3) 動産執行の流れ	127
[図3] 動産差押手続のフローチャート	127
② 動産差押えの準備および申立て	128
(1) 動産差押えの準備	128
(2) 申立て	130
【書式7】 上申書（解錠を希望しない場合）	131
③ 臨場	132
(1) 債務者の「占有」する動産	132
(2) 差押えの対象としての動産	134
④ 執行不能	134
(1) 差押禁止動産	134
(2) 無価値物	136
(3) 無剰余	136
(4) その他差押えまたは保管が不相当と考えられる動産	137
⑤ 差押え・売却	137
(1) 差押え	137
(2) 競り売り（法134条）	140
(3) 売却	140
⑥ 動産執行の諸問題	141
(1) 動産執行に名を借りた明渡し（目的外動産の差押え）	141
(2) 差押え物の換価価値の判断（鑑定）	141
(3) インターネットオークション	142

## 第6章 自動車に関する執行

① 総論	144
(1) 自動車執行	144
(2) 査定	144

(3) 解錠	145
(4) 保管	146
② 駐車場の明渡し（自動車撤去）	146
(1) 「撤去」という執行方法はない	146
(2) 土地か建物か	146
(3) 土地または建物明渡しにおける図面の作成	147
(4) 目的外動産の搬出・解錠・保管・売却・廃棄	147
③ 自動車引渡し（含む自動車仮処分）	147
(1) 引渡し	147
(2) 執行官保管（競売開始決定による）	147
(3) 仮の引渡し（自動車仮処分）	148
④ 自動車差押え	149
(1) 登録自動車	149
(2) 軽自動車等	149
(3) 保管	149
(4) 競り売り（買受け後の鍵・車検証の交付）	149
(5) 仮差押えによる取上命令	149
⑤ 自動車執行の諸問題	150
(1) 駐車場の明渡しか、動産競売か	150
(2) 自動車に備え付けられたオプション品	151
Column 「普通」とは何か	152

## 第7章 引渡実施（子の引渡し）

はじめに	154
[図4] 引渡実施手続のフローチャート	155
① 引渡実施事件の特徴	156
(1) 引渡実施とは	156
(2) 説得	156



目次

(3) 当事者と子	157
(4) 配偶者適格と親の適格	158
② 情報収集	159
(1) 債権者の協力（規161条1項）	159
(2) 申立て（規157条）	160
(3) 債権者との面談時に確認しておくべき事項	162
(4) 家裁からの情報提供	164
(5) 進行リスト	164
〔参考資料〕 子の引渡事件進行リスト	165
③ 申立てから実施までの手続	169
(1) 審判前の保全処分と引渡実施決定の関係	169
(2) 債務者と子の同時存在と住所地以外の実施	169
(3) 執行補助者の選任	170
(4) 警察への援助申請	170
(5) 解錠の要否	171
④ 実施に向けた想定	171
(1) 想定することの意味	171
(2) 債権者が想定しておくべきこと	171
(3) 子の意思	173
⑤ 実施場所における手続	174
(1) はじめに	174
(2) 説得	176
(3) 実施場所における債務者と子の分離	176
(4) 債権者と子の面会（法175条1項2号）	177
(5) キーパーソン	177
(6) 想定される債務者の主張	178
(7) 手続終了	180
⑥ 引渡実施における実務上の問題点	182
(1) 写真撮影・録音・録画の禁止	182

(2) 子の適齢	183
(3) 児童心理の専門家の給源等	184
⑦ 引渡実施の予防（子の取り合いにならないために）	185
(1) 紛争の予防	185
(2) 避けるべきこと（してはいけないこと）	185
(3) 行うべきこと	188
(4) 監護者指定の根底にある考え方	189
⑧ 解放実施手続と引渡実施手続との相違点	191
(1) 債権者と返還実施者	191
(2) 引渡しと返還の違い	191
(3) 返還実施者との連絡態勢	192
(4) 児童心理の専門家	192
(5) 対外関係	192
(6) 子の年齢	193
(7) 子の意思	193
(8) 債務者の抵抗の度合い	193
(9) 解放実施手続の完了後の進行	194
〔参考資料〕 ハーグ条約実施法の改正の概要	195
⑨ 人身保護	196
(1) 人身保護とは	196
(2) 人身保護命令発付の要件	196
(3) 人身保護手続	197
(4) 人身保護の執行手続	197
〔図5〕 人身保護請求手続フローチャート	198
Column 共同親権と引渡実施	199

## 第8章 当事者対応の技法

はじめに	202
------	-----

## 目次

① 当事者対応とは	202
② 当事者対応における心技体	203
(1) 当事者に接する心構え	203
(2) 対応能力（法律的知識）	204
(3) 当事者に対する態度（応接態度）	206
③ 対応当事者のパターン	207
(1) 苦情処理型	207
(2) 情報提供型	208
(3) マニア型	208
④ カウンセリングマインドの活用（対応の基本）	209
(1) 客観的態度（共感能力）	209
(2) 個人に対する尊重	209
(3) 自己理解	210
(4) 心理学的知識	210
⑤ 話の聴き方の技法	210
(1) かかわり技法	210
(2) 積極技法	214
⑥ 当事者との対話	217
(1) 証拠保全手続における送達現場での会話	217
(2) 催告現場での会話	219
(3) 断行時の債務者対応	221
(4) 子の引渡し	223
<i>One Point Lesson</i> カウンセリングマインドと当事者対応	228

## 第9章 書式集

① 執行申立書	230
(1) 申立書	230
(2) 債権計算書	232

(3) 当事者目録	233
(4) 委任状	234
(5) 特別代理人選任申立書	235
② 上申書等	237
(1) 不動産明渡・引渡執行事件に関する照会書・回答書	237
(2) 夜間執行上申書	239
(3) 保管上申書	240
(4) 執行補助者上申書	241
(5) 残存物件（目的外動産）放棄書	242
(6) 警察援助上申書	243
(7) 動産差押えに関する上申書	244
③ 引渡実施	245
(1) 引渡実施申立書	245
(2) 子の引渡事件照会書（兼回答書）	247
(3) 執行官援助上申書	249
・執行官室所在地一覧（本庁のみ）	250
・事項索引	252
・監修者紹介	254
・著者紹介	255